

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を施行するため、次の関係法律の整備等を行うものとする。

- 一 地方自治法の一部改正
(第一条関係)
- 二 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
(第三条関係)
- 三 地方税法の一部改正
(第四条関係)
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正
(第五条関係)
- 五 信託法の一部改正
(第五条関係)
- 六 信用金庫法の一部改正
(第六条関係)
- 七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
(第六条関係)
- 八 労働金庫法の一部改正
(第六条関係)
- 九 資産の流動化に関する法律の一部改正
(第六条関係)

十 租税特別措置法の一部改正

(第七条関係)

十一 国民年金法の一部改正

(第九条、第十条関係)

十二 国税通則法の一部改正

(第十一条関係)

十三 商業登記法の一部改正

(第十三条関係)

十四 所得税法の一部改正

(第十四条関係)

十五 住民基本台帳法の一部改正

イ 住民票の記載事項として、個人番号を追加するとともに、本人等の請求による住民票の写し等について、特別の請求があったときは個人番号を記載するものとする。

ロ 本人確認情報の利用事務に関する規定を別表に追加するものとする。

ハ 指定情報処理機関制度を廃止し、その事務を地方公共団体情報システム機構法に基づき設置する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行うものとする。

ニ 住民基本台帳カードに関する規定を削除するものとする。

(第十六条、第十九条、第二十一条関係)

十六 保険業法の一部改正
(第二十三条関係)

十七 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正

(第二十四条関係)

十八 住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正
(第二十六条関係)

十九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正
(第二十七条関係)

二十 行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正
(第二十八条関係)

二十一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正
(第二十九条関係)

二十二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正

イ 「電子署名」に加え、「電子利用者証明」に係る規定を新たに設けるものとする。

ロ 指定認証機関制度を廃止し、電子証明書の発行等の事務を機構が行うものとする。

ハ 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の有効期間を総務省令で定めるものとする。

ニ 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大するものとする。

(第三十条、第三十一条関係)

二十三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正（第三十三条関係）

二十四 児童手当法の一部を改正する法律の一部改正（第三十四条関係）

二十五 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正（第三十五条関係）

二十六 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正（第三十六条関係）

二十七 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正（第三十七条関係）

二十八 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正（第三十八条関係）

二十九 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正（第三十九条関係）

三十 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部

を改正する法律の一部改正

(第四十条関係)

三十一 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

(第四十一条関係)

三十二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正

(第四十二条関係)

三十三 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

(第四十三条関係)

三十四 内閣府設置法の一部改正

(第四十四条関係)

三十五 総務省設置法の一部改正

(第四十五条関係)

三十六 財務省設置法の一部改正

(第四十八条関係)

第二 所要の経過措置等を定めるものとする事。

第三 この法律は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行するものとする事。ただし、一部の規定について、この法律の公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号、第四号若しくは第五号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする事。